

平成19年7月30日策定

1. 感染対策に関する基本的な考え方

常に良質な医療を提供するにあたって、感染防止に努めることは極めて重要である。

本院における感染症の新たな発症や集団発生を防ぐ体制を確保するために、病院全体の課題として感染対策に取り組み、すべての職員がその必要性を認識し自ら率先して実践していかなければならない。これにより医療の質の向上と医療経済の改善に寄与する。

2. 感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

本院における感染対策を推進するため、感染対策委員会及び同委員会の下に感染対策委員会歯科系感染対策検討専門部会並びに感染対策の実務を担当する部門として感染管理部を設置し、同部の下に感染管理部会議を置く。また、各部署の感染対策推進のため

I C M連絡会議を設置する。

感染管理部には、実務管理者として専任の感染対策を行う者及び実務担当者として専任の感染管理担当者を置き、医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師から構成されるインфекションコントロールチーム（以下「I C T」という。）、抗菌薬適正使用支援チーム（以下「A S T」という。）、各部署のインфекションコントロールマネジャー（以下「I C M」という。）が協働して感染防止と感染発生時の対応、及び抗菌薬適正使用の支援にあたる。

(1) 感染対策委員会

感染対策に関する次に掲げる事項を審議するため、月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時に開催する。

【感染対策委員会審議事項】

- ① 感染対策指針及び感染対策のマニュアルに関すること。
- ② 感染の予防対策に関すること。
- ③ 感染発生時の対応及び改善策に関すること。
- ④ 感染対策に係る情報の収集及び医療従事者への周知に関すること。
- ⑤ 感染対策に係る教育及び研修に関すること。
- ⑥ 感染対策の実施状況の評価に関すること。
- ⑦ その他感染対策に関すること。

(2) 歯科系感染対策検討専門部会

歯科系にかかわる次に掲げる業務を行うため、適宜開催する。

【歯科系感染対策検討専門部会業務】

- ① 感染対策指針及び感染対策のマニュアルに関すること。
- ② 感染の予防対策に関すること。
- ③ 感染発生時の対応及び改善策に関すること。
- ④ 感染対策に係る情報の収集及び医療従事者への周知に関すること。
- ⑤ 感染対策に係る教育及び研修に関すること。
- ⑥ 感染対策の実施状況の評価に関すること。
- ⑦ その他感染対策に関すること。

(3) 感染管理部会議

感染情報レポートをもとに院内の感染症、薬剤耐性菌等の検出状況の把握及び感染対策等の検討のため、感染管理部会議を原則週1回、開催する。

(4) ICM連絡会議

感染対策委員会において決定した感染防止対策等に関する事項について通知及び伝達のため、及び対策の検討について、定期的にICM連絡会議を開催する。

(5) 感染管理部

病院全体の感染管理の指導的役割を担い、かつ感染対策の実務を担当し、感染症に関わるサーベイランス、コンサルテーション、感染対策指導、感染対策関連のマニュアルの整備、医療従事者への教育、研究活動を行う。

【感染管理部の業務】

- ① 感染に係る情報の収集、管理及び提供に関すること。
- ② 感染対策マニュアルの整備に関すること。
- ③ 感染発生時の対応及び改善策に関すること。
- ④ 感染に係る抗微生物薬の適正な使用指導に関すること。
- ⑤ 感染の監視に関すること。
- ⑥ 院内職業感染対策に関すること。
- ⑦ 感染防止に係る教育及び指導助言に関すること。
- ⑧ 感染管理に係る施設設備に関すること。
- ⑨ 感染症治療に係る指導助言に関すること。
- ⑩ 特殊感染症対策に関すること。
- ⑪ 易感染患者に係る指導助言に関すること。
- ⑫ 臨床感染症学の教育に関すること。

(6) 専任の感染対策を行う者等

専任の感染対策を行う者及び専任の感染管理担当者は、各部署との連携を図り、病院全体の感染防止・感染管理の業務にあたる。感染管理上必要な業務に関しては、組織横断的に活動するための権限を有する。

(7) ICT（インфекションコントロールチーム）

病院長から委譲された感染対策に関する権限に基づき、組織横断的に活動する実践チームとして、感染状況、職員の感染防止対策の実施状況等を把握し指導を行うものとして、以下に掲げる業務にあたる。

【ICTの業務】

- ① 週1回程度の定期的な院内巡回の実施及び感染事例の把握・記録
- ② 感染防止対策の実施状況の把握・指導
- ③ 感染事例、感染の発生率に関するサーベイランス等の情報分析、評価及び効率的な感染対策の立案・実行
- ④ 感染対策に関する職員研修
- ⑤ 感染対策マニュアルの遵守状況の確認と指導

(8) AST（抗菌薬適正使用支援チーム）

病院長から委譲された抗菌薬適正使用に関する権限に基づき、組織横断的に活動する実践チームとして、抗菌薬の適正使用を目的に、以下に掲げる業務にあたる。

【ASTの業務】

- ① 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬の使用状況の把握と適正化
- ② 感染症患者および治療の把握と管理・指導
- ③ 抗菌薬適正使用に関する職員指導
- ④ 感染症診断に関する検査体制の整備

(9) ICM（インфекションコントロールマネジャー）

ICMは感染管理部の指導の下に各部署における感染対策の徹底を図る。また、感染発生時

は、感染拡大防止のために、各部署における責任者とともに対応する。

3. 感染対策のためのすべての職員に対する研修に関する基本方針

すべての職員の感染に対する意識の向上を図るため、感染対策のための基本的な考え方及び具体的方策について周知徹底を図ることを目的にすべての職員を対象に研修会を年2回程度実施する。また、必要に応じて随時実施する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染の発生及び拡大の防止を図るため、感染の発生状況を把握し、職員に感染症の発生動向を周知する。

- (1) 感染対策上問題となる病原体が検出された場合は検査部門より感染管理部及び当該部署に直ちに報告がなされ、感染管理部においては状況を分析し、必要に応じて当該部署と協力して対策を実施し感染拡大を防ぐ。
- (2) 感染対策上問題となる感染症が発生した場合は、ICM又は医師・歯科医師・看護師長等は、感染管理部に直ちに報告する。

5. 感染発生時の対応に関する基本方針

感染対策上問題となる感染症が発生した場合は以下に掲げる手順で対応する。

- (1) 感染対策上問題となる感染症が発生した場合は、ICM又は医師・歯科医師・看護師長等は、感染管理部に直ちに報告する。
- (2) 感染管理部は、発生状況を把握・調査するとともに、拡大防止策を実施する。
- (3) 上記(2)の対応でも感染拡大が懸念される場合は臨時の感染対策委員会を招集し、発生原因を究明するとともに、改善策を立案して実施するために情報提供を行い全職員への周知徹底を図る。
- (4) 「医療法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、それに関連する通達の規定を遵守し、感染症の発生に関して規定された届出を適切に行うとともに、重大な感染が発生した場合、行政機関と連携し対応する。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は病院のホームページに公開し、患者・家族が閲覧を希望する場合には、閲覧に供する。

7. 感染対策の推進のために必要なその他の基本方針

- (1) 本指針は、定期的に見直しを行うとともに、改正は感染対策委員会の議を経て策定するものとする。
- (2) 職員に感染対策の方策を周知するため、感染対策マニュアルを整備する。
なお、同マニュアルは、最新の科学的根拠や院内体制の実態に基づき適時見直しを行う。

附 則

この指針は平成19年7月30日から施行する。

附 則（平成24年9月24日）

この指針は平成24年9月24日から施行する。

附 則（平成26年5月26日）

この指針は平成26年5月26日から施行する。

附 則（平成26年11月26日）

この指針は平成26年11月26日から施行する。

附 則（平成29年1月23日）

この指針は平成 29 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 23 日）

この指針は平成 30 年 4 月 23 日から施行する。